

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、認定第1号 令和5年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔決算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○決算特別委員長（船水隆一君） おはようございます。

認定第1号 令和5年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の認定に関する報告書。

1、決算の内容。

（1）一般会計について。

令和5年度小坂町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額51億2,120万1,804円、歳出総額49億7,905万6,505円であり、歳入歳出差引額は1億4,214万5,299円であります。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源8,497万6,000円を除いた実質収支額は、5,716万9,299円であります。

歳入では、調定額51億3,831万5,970円に対して1,471万1,462円（0.3%）の収入未済額が生じたほか、240万2,704円（0.05%）を不納欠損として処理しております。

歳出決算においては9,609万2,495円の不用額を生じていますが、その主なものは、2款

総務費1,235万726円、3款民生費337万7,355円、4款衛生費244万1,933円、8款土木費5,890万9,739円、10款教育費785万8,758円などであります。前年度からの繰越事業による不用額6,173万1,898円を除く実質不用額は3,436万597円であります。各節端数の累計的なものや経費節減等によるほか、予算整理の不足も散見されました。

歳入の収納状況は、調定額に対する収入率で99.7%（前年度99.5%）となっております。

歳出の執行状況は、執行率で98.1%（前年度99.1%）となっております。

（2）特別会計について。

7の特別会計の状況は、次のとおりであります。

国民健康保険特別会計決算は、歳入総額4億6,541万2,054円、歳出総額4億6,448万2,243円で、差引額は92万9,811円となっております。

なお、国民健康保険財政調整基金の年度末現在高は1億3,908万987円となっております。

後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額8,424万3,822円、歳出総額8,422万7,857円で、差引額1万5,965円となっております。

介護保険特別会計の保険事業勘定決算は、歳入総額8億353円、歳出総額7億9,750万6,080円で、差引額は249万4,273円となっております。

また、介護サービス事業勘定決算は、歳入総額331万6,218円、歳出総額331万6,218円で、差引額はゼロ円となっております。

歯科診療所特別会計決算は、歳入総額5,229万4,552円、歳出総額5,229万4,552円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から2,061万7,011円を繰り入れております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計決算は、歳入総額183万5,731円、歳出総額183万5,731円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から7,540円を繰り入れております。

また、基金残高は3,128万8,671円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計決算は、歳入総額126万7,848円、歳出総額126万7,848円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、令和5年度の貸付対象者は2名であります。

小坂財産区特別会計決算は、歳入総額341万3,768円、歳出総額207万5,524円で、差引額133万8,244円となっております。

また、基金残高は、小坂財産区財政調整基金が2,256万6,438円、小坂財産区財産管理運

営基金が4,575万6,298円となっております。

（３）水道事業について。

給水人口が4,534人（前年度4,625人）、総配水量が47万7,065 m^3 （前年度47万9,883 m^3 ）となっております。

建設改良工事は、浄水場施設整備として砂子沢浄水場の膜ろ過装置エレメント交換工のほか、配水施設改良として小坂高校系統ポンプ場の送水ポンプの更新工事を実施しております。

水道事業の収益的収支は、事業収益 2 億5,120万4,468円、事業費用 2 億4,226万5,791円で、差引額は893万8,677円、消費税を除く純利益は261万8,451円となっております。

また、資本的収支は、資本的収入2,854万5,000円、資本的支出 2 億2,414万6,760円で、差引き 1 億9,560万1,760円の不足額を生じております。この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填しております。

（４）下水道事業について。

排水戸数は1,066戸、総排水量は26万1,545 m^3 となっております。

建設改良工事は、公共ます 2 基を設置したほか、令和 4 年度からの繰越工事として荒川地区の下水道管渠工事を 2 件実施しております。

下水道事業の収益的収支は、事業収益 1 億9,547万7,103円、事業費用 1 億7,967万7,348円で、差引額は1,579万9,755円、消費税を除く純利益は1,081万9,740円となっております。

また、資本的収支は、資本的収入9,043万1,380円、資本的支出 1 億5,600万9,985円で、差引き 6,557万8,605円の不足額を生じております。この不足額は、当年度損益勘定留保資金で補填しております。

２、議決の内容。

令和 5 年度の財政状況を普通会計ベースで見ると、財政構造の弾力性・硬直化を示す経常収支比率は101.9%、実質公債費比率は13.1%、将来負担比率は43.1%となっております。このように令和 5 年度一般会計の財政状況は、数値そのものに限って見れば健全な状態ではありますが、今後も公債費が高い水準を維持することから財政指標に留意し、しっかりとした事業計画を立て、将来を見据えた財政運営を図られたい。

各会計においても、諸支出の節減に努めながらおおむね計画的に執行されており、本決算は適正なものと認め、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、審議の過程において述べられた意見のうち、特記すべき事項は次のとおりであります。

記

1、小坂町唯一の保育所であるマリア園の経営は、今後も赤字が見込まれる。町からの補助の継続が必要と予想されることから、早期に経営改善策を検討するよう働きかけられたい。

2、町施設の指定管理料については、今後も増加し、町財政の負担が懸念されることから、指定管理の在り方について検討されたい。

3、条例・規則等で開催が定められている協議会等は、確実に実施するよう努められたい。

4、前年度からの繰越事業による不用額を除いた実質不用額は、前年度に比べて減少したが、まだ改善の余地があり、事業の精査や適切な処理を行われたい。歳出予算のコスト縮減に努め、有効な予算の活用に努力されたい。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

認定第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

◎議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第67号 小坂町康楽館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） 議案第67号 小坂町康楽館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

小坂町康楽館使用料等の適正化を図るために、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、小坂町康楽館の運営コストの上昇により、入館料の上限額を見直しするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第67号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第68号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第68号 小坂鉄道レールパーク設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） 議案第68号 小坂鉄道レールパーク設置条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

小坂鉄道レールパーク使用料の適正化を図るために、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、小坂鉄道レールパークの運営コストの上昇により、宿泊料の上限額を見直しするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第です。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第68号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第70号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

7番。

○7番（木村則彦君） 鹿角広域行政組合への消防費負担金の関係で、町民課長にお聞きしたいのですが、先日の全協のときに我々議員は何ったわけですし、新聞紙上にもこの件は載っておりました。鹿角広域消防本部のほうからなのか町のほうなのかはちょっとわかりませんが、地元の自治会とか消防の休平班への説明は多分されていると思うのですが、その状況と、先の十和田湖地区で町長との懇談会があったと思うのですが、それも含めた中で何か質問・要望があったかどうか、その辺、状況をお聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 十和田湖地区の自治会には、事前に鹿角広域消防本部から説明をしております。私も同席しております。

先日の懇談会のときには、住民の皆さんもご存じでありまして、十和田湖出張所がどうかということをご心配されておりました。鹿角広域消防本部から機材については消防団のほうに引き継がれるわけですが、事前に操作方法とか改めて指導していただいて、うまく引き継ぎできるようにするということでお答えしております。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） 今のお答えにもあったのですが、何年かは鹿角広域消防本部で

積載車とか可搬は管理してあったわけです。今度はしばらく管理していなかったのが、消防団の班に引継ぎになるわけですので、スムーズに引継ぎされて、不都合ないように進めていただければと思います。町からも今度、引継ぎを受けることになると思うので、消防団ということではあるのですが、その辺をスムーズに引継ぎしていただければと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第71号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4 番。

○4 番（鹿兒島 巖君） 本議案につきましては、いわゆるマイナンバーカードと健康保険証の一体化対応に関わる事務であります。この件に関しましては、いわゆる一体化の中で保険証の廃止ということが前提とされているという内容でありました。

したがいまして、そういう趣旨でありますので、私としてはこの予算については反対というこの意思表示をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第72号 令和6年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

4 番。

○4 番（鹿兒島 巖君） これは、いわゆる歳出の部分で、一般被保険者給付費という形での内容あるいは管理費という内容になっております。システム管理の中で、先ほど言ったマイナンバーカードとの一体化に関わる費用の関係での計上なのかどうなのか、それとは全く関係ないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 今回の補正につきましては、前年度の繰越金を歳入に盛ったということで、歳出のほうはそれに合わせた形ですので、システムとは関係はありません。

〔「関係ない。」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第72号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第73号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第73号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第74号 令和6年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第74号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第75号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第75号 教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

当町の教育長であります澤口康夫さんは、令和6年11月30日の任期満了をもって退任することになりますので、議案にありますとおり、新たに教育長として千葉綾悦さんを任命したいと考え、提案申し上げるものでございます。

千葉さんは、住所、小坂町小坂鉾山字渡ノ羽14番地26、生年月日は昭和35年10月16日生まれの63歳でございます。

千葉さんは、昭和61年4月に教諭として採用されて以来、令和3年3月までの35年間、教職員として勤められております。主な経歴のみ申し上げますと、平成20年、秋田県教育庁北教育事務所鹿角出張所副主幹兼班長、平成25年、鹿角市立草木小学校校長、平成27年、秋田県教育庁北教育事務所鹿角出張所出張所長、平成29年、鹿角市立花輪小学校校長を歴任されております。

千葉さんは、教育現場に精通されており、教育行政の識見も豊富であり、人格、識見、経験ともに教育長として適任者であると確信いたしております。

なお、任期は令和9年11月30日までとなっております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第75号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第75号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には6番、本田佳子君、7番、木村則彦君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、6番、本田佳子君、7番、木村則彦君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、うち賛成 9 票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第 7 6 号～議案第 8 0 号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第76号、日程第11、議案第77号、日程第12、議案第78号、日程第13、議案第79号、日程第14、議案第80号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについては、これを一括議題とし、議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号は一括議題といたします。

職員にそれぞれの議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第76号から議案第80号の小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについて、一括して提案理由をご説明申し上げます。

小坂町情報公開審査会の委員の選任につきましては、小坂町情報公開条例第13条第3項に規定されているところでございます。

このたび、小坂町情報公開審査会委員の任期が令和6年9月30日をもって満了することから、議案にありますとおり、伊藤智子さん、青島達也さん、花田洋二さん、齊藤孝志さんにつきまして引き続き委員の適任者として再任の提案を申し上げるとともに、木村久さんを委員の適任者として新任の提案を申し上げるものでございます。

再任の提案を申し上げる各氏におかれましては、これまでの委員活動はもとより、人格、識見、経験ともに申し分のない方々だと確信いたしております。

また、新任の木村さんにおかれましても、人格、識見は申し分なく、小坂町職員として長年勤務された豊富な経験を生かし、審査会の委員として活動していただけると確信しております。

なお、任期は令和8年9月30日までとなります。

以上、誠に簡単でございますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

議案第76号から議案第80号は関連する人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この関連する議案の採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第76号から議案第80号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第76号から議案第80号は無記名投票により行うことに決定いたしました。

初めに、日程第10、議案第76号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票によって行います。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には8番、秋元英俊君、9番、熊谷聰君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、8番、秋元英俊君、9番、熊谷聰君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、うち賛成 9 票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 次に、日程第11、議案第77号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は 9 人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には 1 番、船水隆一君、2 番、工藤文明君の 2 人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、1 番、船水隆一君、2 番、工藤文明君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。
ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成8票、反対1票であります。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第78号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票によって行います。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には3番、菅原明雅君、4番、鹿兒島巖君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、3番、菅原明雅君、4番、鹿兒島巖君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成8票、反対1票であります。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第79号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票によって行います。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には5番、椿谷勇次君、6番、本田佳子君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、5番、椿谷勇次君、6番、本田佳子君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成9票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第80号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票によって行います。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には7番、木村則彦君、8番、秋元英俊君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、7番、木村則彦君、8番、秋元英俊君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、うち賛成 9 票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第 8 1 号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第81号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき
同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第81号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求める
ことについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置、選任等につきましては、地方税法第423条、町税条例第
77条で規定されているところでございます。

このたび、固定資産評価審査委員会委員であります亀田範夫さんの任期が令和 6 年 9 月 30
日で満了することから、議案にありますとおり、中村朝光さんを委員の適任者として新任の
提案を申し上げるものであります。

中村さんは、長年にわたり農業関係の仕事に従事しており、仕事柄町内の土地等について
も精通され、委員にふさわしい方だと確信しております。

なお、任期は令和9年9月30日までとなります。

以上、誠に簡単でございますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第81号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第81号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には9番、熊谷聰君、1番、船水隆一君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、9番、熊谷聰君、1番、船水隆一君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成9票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第82号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第82号 小坂町教育委員会の委員任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第82号 小坂町教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条で規定されているところでございます。

このたび、小坂町教育委員会委員であります福嶋正希さんは、令和6年9月30日で任期が満了することから、議案にありますとおり、引き続き委員の適任者として再任の提案を申し上げます。

福嶋さんは、令和2年から教育委員の任にあり、その活動実績は高く評価され、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

なお、任期は令和10年9月30日までとなります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第82号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第82号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には2番、工藤文明君、3番、菅原明雅君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、2番、工藤文明君、3番、菅原明雅君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成9票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、陳情第6号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

本件につきましては、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） 陳情第6号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書。

陳情の要旨。

2025年度政府予算編成において、教職員定数改善や義務教育費国庫負担割合の引上げなどを実現するよう、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

学校現場では、山積する課題により、子どもたちの豊かな学びを保障するための時間確保が困難な状況であり、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善は不可欠であります。

また、秋田県では、厳しい財政状況の中でも独自の少人数学級を実施していますが、教育の機会均等と水準の維持向上及び豊かな学びを保障するための財源は、本来国が負担すべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第3号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、意見書案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合の引き上げを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第6号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

た。

これより意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、意見書案第4号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

意見書案は、趣旨に賛同する議員9名による議員提案であります。議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第20、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎教育長挨拶

○議長（目時重雄君） ここで、教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 来る令和6年11月30日の任期満了をもって小坂町教育長を退任するに当たり、定例会としては今回が最後の出席となりますので、この場をお借りしてお礼の挨拶をさせていただきます。

私は平成30年12月1日に就任し、2期6年間にわたり小坂町の教育長を務めさせていただきました。この間、第3期小坂町教育推進大綱を基に、議員の皆様のご理解を得ながら、セパームアリーナの耐震工事、陸上競技場の全天候型トラックの改修、小中一貫教育の推進、ICT教育の環境整備等、ハードとソフトの両面にわたり様々な教育施策に取り組むことができました。心より深く感謝申し上げます。

そして、何よりも細越町長様をはじめ町職員、教育委員会事務局職員、学校の教職員、そして町民の皆様等、多くの皆様に支えられながらの6年間でした。改めて心より厚く御礼申し上げます。

ただ、まだ残りの任期は約2か月半ありますので、精いっぱい職務を遂行したいと思います。

結びに、今後の小坂町及び小坂町教育の発展、社会教育・生涯学習のさらなる充実、小中一貫教育の一層の推進、そして子どもたちの健やかな成長をご祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

この6年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（目時重雄君） 澤口教育長の任期は11月30日までであります、定例会はこれが最後であります。

小坂町議会議員一同、澤口教育長の6年間のご労苦に心からの敬意を表するものであります。本当にありがとうございました。

(拍手)

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年第6回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時48分